

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成27年 9月16日(水) 午前10時00分～10時41分
会 場 委員会室

1. 出席者

2番 神谷利盛、 4番 浅岡保夫、 5番 長谷川広昌、
6番 黒川美克、 9番 杉浦辰夫、 10番 杉浦敏和、
13番 北川広人、 15番 小嶋克文、
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 杉浦康憲、 3番 柳沢英希、 7番 柴田耕一、
11番 神谷直子、 12番 内藤とし子、 16番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長

総務部長、行政GL、財務GL、行政G兼財務G主幹、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
市民窓口G主幹
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (2) 議案第54号 市道路線の認定について
- (3) 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (4) 議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）
- (5) 議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
- (6) 議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
- (8) 議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、9月7日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案8件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件について、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の長谷川広昌委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば、お願いいたします。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第５３号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

問（１５） 今回、個人番号カードが発行されることに伴いまして、従来発行されておりました、住民基本台帳カード。これが、発行が終了になりますけども、今、これ発行されているお手持ちのカードの効力といたしますか、これは、いつまで使えますか。それともう一点は、実際今、高浜市で発行されているカードが何枚あるか、わかったら教えてください。

答（市民窓口） 今、住基カードをお持ちになっている方は、有効期限がありますので、そちらの有効期限までは使うことができますので、それまで大丈夫です。あと、それと今、住基カードをどのくらいの方が持っているかということなんですけれども、ちょっとお待ちください。平成１５年８月から住基カードを交付しておりまして、平成２６年度の末日で１，４００枚、住基カードを発行しております。それで、このうち写真ありの方が９９９枚、それと写真なしの方が４０１枚という状況でございますので、よろしくお願いいたします。

問（１５） はい、わかりました。それともう一点。第１条の改正後、第２条の改正後にも、それぞれ個人番号通知カード再交付手数料が書いてありますけれども、これ１条にあるから、また２条に改めて項目が掲げているというのはなぜでしょうか。

答（市民窓口） はい。１条の、１０月から発行されます通知カード、こちらのほうに基づいてのものでございまして、２条のほうは１月から随時発行、申請の方の発行されます個人番号カードの形になっておりますので、それぞれの

状態になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（15） ちよつとよく分からないんですけれども。第1条のほうか、今言つた10月5日から。それから当然、これは今言ひましたように、10月5日にこれは第1条が発効して、当然、個人番号通知カードもずっと、続くわけですよ。第2条の28年1月1日が終わつても、これは当然。だから、あえて別に何も、ちよつと要らないというとおかしいかもしれないんですけれども、何であるのかちよつとわからなかつたもんで。

答（市民窓口） 通知カードというのは、10月から国民全員に発行されるものでございまして、こちらは、全員に配られるものです。個人番号カードというのは、申請者の方のみになりますので、個人番号カードを申請される方は、通知カードと交換になります。ですので、個人番号カードを申請されない方は、ずっと通知カードを持っていたかなくてはならないということがありますので、個人番号カードと、それから通知カードを分けて申請させていただく形となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

問（13） 確認したいんですけれども、個人番号カードを再発行するに当たっては、個人番号通知カードがなければできないということは、個人番号通知カードの再交付を受けて、なおかつ再発行してということで、これ、足し算で手数料が計算されるということですか。

答（市民窓口） 通知カードをなくされて個人番号カードを交付されるということだと思ひますけれども、通知カードと個人番号カードは必ず交換になりますので、通知カードをなくされた方は、再交付が必要になります。ただ、個人番号カードを新たに受ける方は、一番最初は無料になりますので、発行の個人番号カードの手数料はいらないものですから、通知カードの発行のみの金額で、新たに個人番号カードが申請できるという状態になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（13） はい、わかりました。国では、その法人に当たっては、法人でまとめて個人番号のカードの発行というような考え方も若干あるみたいで、まだ決定はされていないみたいなんですけれども。もし、そういった場合があつたときに、この手数料というのは、どういう取り扱いになるんですかね。万が一そう

なった場合には。

答（市民窓口） やはり、個々のほうから、最初の申請は無料になっておりますので、手数料はかからないかと思えますけれども、やはり、再交付につきましては、会社全体でやっていただくというよりも、やはり個人の方の申請になりますので、会社全体という考えはありませんので、よろしくお願ひしたいと思えます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第53号の質疑を打ち切ります。

（2）議案第54号 市道路線の認定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第54号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

問（9） 補正予算書及び説明書の70ページ。6款1項1目の農業委員会費の農地中間管理機構経営転換協力金についてなんですけど、これの目的と、またそれに至った経過、それともう一つは、経営転換協力金の支出の内訳について、お願ひします。

答（地域産業） 農地中間管理事業とは、愛知県から指定を受けた農地中間管理機構、愛知県農業振興基金が地域内の分散して、複雑に入り組んだ農地の利用を整備するために、農地を農家から借り受け、まとまりのある形で農地を利

用できるように配慮して担い手に貸し付けをする事業で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、実施をされている事業でございます。この事業において、農地の経営転換やリタイア、農地の相続人で農業経営を行わない方が、機構に全農地を10年以上貸し付けし、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられることを条件に、機構へ集積面積に応じ経営転換協力金が支給されます。また、農業を継続する方についても、農地の整備に協力する農地の所有者や耕作者に対しても、耕作者集積協力金が支給されます。今回、当初予算で計上させていただいております、平成27年3月20日から平成37年3月19日の10年間の経営転換協力金の申請が8件ありまして、それに追加して、平成27年11月24日から平成37年11月23日までの10年間の申請が2件あったため、追加分の2件の交付額の合計の80万円を、9月補正の対応をさせていただきました。また、経営転換協力金の支出の内訳につきましては、貸付面積に応じ交付額が異なり、0.5ヘクタール以下の場合は30万円、0.5ヘクタールから2ヘクタール以下の場合は50万円、2ヘクタール超については70万円の交付金となります。平成26年9月末までの公募に対する申請は、0.5ヘクタール以下30万円のもの8件あり、240万円の当初予算が計上されております。平成27年6月末までの公募に対する申請は、0.5ヘクタール以下30万円のもの1件、0.5ヘクタール超2ヘクタール以下の50万円のもの1件の、合計80万円となります。説明は以上です。

問（9） ありがとうございます。あと、この場合に、借り手にはどのようなメリットがあるかということと、それからあと、財源はどこから捻出されるかということをお願いたします。

答（地域産業） 機構が分散した農地を集約して、まとめて担い手に貸し付けをするため、借入期間は農作業の効率化による生産性の向上を図ることが受け手、借り手のほうにもメリットがございます。また、財源はどこから捻出するかという御質問でございますが、2款2項4目の農林水産業費県補助金、農業中間管理機構経営転換協力金補正分として、愛知県から補助率10分の10の補助80万円が、歳入補正を今回行います。

問（2） 議案第59号の平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）について、主要新規事業の3ページ、ナンバーワン、業務改善推進事業、それか

ら補正予算書では63ページになりますけれども、この内容について、お伺いします。まず、資料の説明の中に出てきましたけど、聞きなれない単位でFmという単位があります。ファイルメーターと呼ぶんだそうですけど、この単位がどのような単位なのか、まず教えてください。

答（行政） ただいま御質問のファイルメーターにつきましては、測る際の単位でございまして、A4サイズの書類を積み上げたときの高さをあらわしてございます。例えば、高さが1メートルでございまして、1ファイルメーターとなります。紙の枚数に換算をいたしますと、約1万枚に相当するといわれてございます。

問（2） わかりました。ありがとうございます。今回保存期間が10年以上で、公的認証が不要な書類、比較的作業がしやすい書類の文書の電子化を行うということですが、保管文書を電子化、いわゆるPDF化する必要について、お伺いしたい。

答（行政） 現在進めてございます本庁舎整備事業に伴いまして、新庁舎では書庫等のスペースが、現在の庁舎の5分の1程度になることから、書類の量も現状の5分の1にすることを目標といたしまして、現在、全庁挙げて2S活動を実施してございます。そして、今後の取り組みといたしまして、文書保管マニュアルの整備や、保存年限の見直しなどを実施いたしまして、さらなる削減に努めてまいります。ルール化だけでは目標への到達は困難であるということから、目標を達成するための手段の一つとして、文書の電子化というものを実施するものでございます。保管文書を紙として残すのではなく、電子化することによりまして、物理的なスペースを必要としない保管を可能とするもので、現在各グループで保管をしている綴りなどの書類を、スキャニングをいたしまして、電子データで保管することにより、重複保管の無駄から、保管文書の廃棄を促し、今まで廃棄をすることができなかった紙文書についても、廃棄を可能といたすものでございます。以上です。

問（2） ありがとうございます。PDF化の業務については、対応できる民間事業者も多くあると思いますが、この補正予算額はどのように積算されたのか、お尋ねします。

答（行政） 補正予算額の積算でございますが、現在進めております庁舎整備

事業の関係業者から、150ファイルメーターの書類を電子化をするために約10カ月、2,800万円を要した、とお聞きをしております。電子化すべき書類は、厳選した上で実施することが現実的と考えております。予算計上に当たりまして、行政グループが行いました現地庁舎により、把握した約207ファイルメーター分の書類に対しまして、3社から見積徴収を行い、予算計上をさせていただいております。紙の量、大きさ、綴られ方、データの名称のつけ方、庁舎から文書を持ち出すかどうかなどによって、金額が大きく異なっておりますが、単純にA4サイズの紙をスキャナに流すだけでございましたら、1枚当たり5円から6円というくらいからありますが、例えば、ファイルから文書を取り出して、スキャンして、データの名称を付けたりいたしますと、場合によっては、1枚当たり50円から60円ぐらいになる、ということもございます。今回の補正では、業者により市役所内でスキャン及びファイルの保存等を行っていただく内容ということで、予算計上をさせていただきました。

問（2） ありがとうございます。それでは、保管文書の電子化、いわゆるPDF化の業務委託は、今後も継続する予定なのかお尋ねします。

答（行政） PDF化の業務委託につきましては、現在2年間で予定をしております。6月から全庁で取り組んでおりますハイブリッド活動では、2S活動と標準化活動について段階を踏んで一つずつステップアップしていく計画で進めておりますが、2S活動では庁舎移転に伴い、膨大な量の書類を短期間で削減しなければなりません。今年度は、第一段階といたしまして、行政グループが行いました、各グループへの現地調査により、比較的電子化がしやすく、効果が高いと思われる文書の電子化を行い、来年度は第二段階といたしまして、整理活動の成果を踏まえて、電子化可能な文書をさらに洗い出し、文書の電子化につなげるとともに、文書量の削減に努めてまいります。今後、作成、または発生する文書につきましては、マニュアルの整備や保存年限の見直しにより、文書量の増加を防ぐことができますが、現在保管されております過去からの膨大な書類については、電子データに変えて保管することにより、文書量の削減につなげてまいりたいと考えております。また、2S活動と並行いたしまして取り組んでおります標準化活動では、電子ファイルの整理を行っております。

将来的には市役所の基盤システムの更新に合わせ、整理された電子ファイルを文書管理システムを導入をいたしまして、簡単に検索、流用できるようにして、業務の効率化を進めていく予定でございます。一方で、電子決裁システム等を導入することにより、書類を発生させない仕組みを構築し、紙の書類の抑制につなげてまいる予定でもございます。庁舎移転につきましては、本市にとって、業務改善の追い風ということにもなっている、と捉えておりまして、今後もしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

問（２） どうもありがとうございました。今後とも、スムーズな庁舎移転につながるよう進めてください。一方で、市役所の業務は、市民への重要な行政サービスを担っております。今後の行政需要を踏まえ、効率的な業務改善が進められるよう、積極的に取り組んでいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

委員長 はい、ほかに。

問（５） 補正予算書の70ページの、歳出の8款2項1目、事業1の、導水路維持管理事業の、小規模工事費4千万円についてお伺いをします。このことについては、先の平成27年3月議会の予算特別委員会において、ここ10年くらい毎年度、決算額がおよそ8千万円から9千万円ということとともに、小規模工事費は、市民の生活や安全に直結し、事業の計画や進め方の観点からも、しっかりと年間所要額を当初予算で計上するよう、要望したところでございます。実際、今年度においてもこの9月補正予算で4千万円を補正計上ということで、当初予算と合わせると、予算額が8,500万円になります。ということは、やはり小規模工事費については、本市においては年間で8千万円から9千万円が適切な年間所要額、ということがいえると思いますが、いかがでしょうか。

答（財務） ただいま、過去10年間の所要額が、8千万円から9千万円というお話がございました。過去5年間について調べてみますと、平成22年度が5,534万2千円。平成23年度が6,493万5千円。平成24年度が6,213万3千円。平成25年度が6,866万円でありまして、平成26年度におきましては8,420万6千円となっておりますが、これは沢渡町地内における道路冠水発生箇所側溝清掃、及び市内区画整理事業区域内におけます

区画線の修繕のため、9月補正で3千万円を増額いたしたところでございます。本市の過去の推移を見ても、6千万円ぐらいの予算額は、補正後でも確保しているところでございます。ただいま委員より、8千万円から9千万円が適性額ではないかというお話がございましたが、そもそも小規模工事は、予算として事前には計上できない緊急対応のための配分をしているものでございます。緊急性のある突発的な工事につきましては、補正予算の対応、さらには専決処分の、そういった対応ということがございますので、当初見込めなかった工事が発生しました場合は、そういったことでの対応を考えております。

問（5） はい、わかりました。ありがとうございます。そういうことは、当初予算の担当課からの要求と、今回、補正予算で出した要求というのは、違うものがあると、緊急性があるということでしょうか。

答（財務） 単年度におけます税金等、交付税で予算を組みきれればよいわけですが、財政調整基金や起債を活用して、予算を配分をしていく中で、財源の配分をいかにすべきか、ということにつきましては、重点施策への配分を重点的に行いつつ、市の仕事は、市民生活の全般にかかわりますものでありますことから、バランスにも配慮して、予算編成を行っているところでございます。今年度につきましては、予算編成会議を通じて、全体最適を図るという観点から、全庁的な視点を取り入れて、予算編成を行っているところでございます。結果的に小規模工事という一つだけの工事を取り出してみますと、前年度比の一割減の予算となっておりますが、予算は御案内のとおり、各搬の調整事項でございまして、限られた財源を全体として最適化を図っていくという観点で、予算編成を行っております。

問（5） はい、わかりました。ありがとうございます。バランス全体ということでございますけれども、毎年補正予算をしているわけでございます。そうすると、当然ながら事業の執行というのが遅れてくるわけでございます。担当課としては、どう考えているのか教えてください。

答（都市整備） まず、先ほどからの答弁の中でもあるんですが、局所的集中豪雨により沢渡町の側溝の浚渫ということで、事業費がちょっと膨らんでいるという説明があったかと思うんですが、ここ近年のちょっと苦情や通報ですね、道路に穴が空いているというような通報の例を見ますと、22年ぐらいから、

おおむね1,000件くらい、問い合わせが来ております。そちらにつきまして集中豪雨、25年にありました局所的集中豪雨後、約300件くらいふえております。これに伴って、側溝に土砂が詰まっているということに対する関心等がすごくふえまして、工事費がちょっと膨らんできているという状況でございます。で、それに対する予想しきれないところが、正直ございますが、当初の予算の割当金額をある程度配分しながら、補正の時期を見極めて、予算を執行しているのが、現状でございます。必要な時期で今回、昨年度から9月に補正をいただいて、残りの緊急工事というところで対応していきたい、というふうで考えております。

問（5） はい、わかりました。ありがとうございます。担当課さんの意見もよく分かりますし、財源の財政の立場、財源の調整も当然必要なことだと思いますけれども、私としてはやっぱり、市民の皆さんの生活をより優先的に考えていただいて、平成28年度当初予算編成においては、先ほど申し上げたことを踏まえていただき、ぜひ適切な予算計上をしていただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第59号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第60号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第61号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

問(2) では、質問させていただきます。公共下水道事業特別会計補正予算について、お伺いいたします。補正予算書の108ページ、5款1項1目、一般会計繰入金を2,838万7千円に減額するとなっておりますけど、まず、その理由を教えてください。

答(上下水道) 減額する理由でございますが、公共下水道事業は、施設を整備するだけではなくて、施設の維持管理や施設を整備するために借り入れをした借入金の償還費用に加え、庶務ですとか経理事務、それから施設の管理、設計、計画、監督業務を行うための人件費が必要となり、多額の歳出費用が必要となります。その財源としては、自主財源であります下水道の使用料、それとか下水道の受益者負担金がありますが、そのほかにも建設事業に係る国庫補助金や耐用年数が長い施設の整備ということから、現世代の負担だけではなく、後の世代の負担も考慮して、市債の借り入れをしております。しかし、これだけの財源では賅えないため、不足分を一般会計から繰入金として、いただいております。公共下水道事業は都市施設であるため、都市計画税の一部を、一般会計繰入金としていただいております。今回の減額理由でございますが、歳入で平成26年度決算が確定することから、繰越金が3,526万6千円ふえ、歳出で公債費の借入金の利子、償還事業の利子が、予算の策定時では不明確で

見込み計上をしておりましたが、確定したことにより一般財源を288万3千円減額することができた、ということでございます。以上によりまして、一般会計繰入金を減額しております。よろしくお願いたします。

問（２） どうもありがとうございます。引き続き、公共下水道事業特別会計補正予算の110ページ。歳出、1款1項1目、一般管理費で臨時職員の賃金を計上されていますが、その理由について教えてください。

答（上下水道） 一般管理費で臨時職員を計上させていただいておりますが、本年度入庁した職員でございますが、8月末で退職するということになりました。急遽、人事担当と相談して、臨時職員の賃金等を計上させていただいたものでございます。以上です。

問（２） ありがとうございます。では、近隣の市は、早くからハイセラミック管をやめて他の管種に切りかえていると伺っていますが、高浜市が陶製管にこだわった理由は何かありますか、教えてください。

答（上下水道） 委員も御存じだと思いますけれども、高浜市には以前、陶管の製造工場がございました。市道本町通り線には、土管坂と呼ばれている坂もございます。そういう歴史もありますけれども、高浜市では污水管として採用されている、一般的に鉄筋コンクリート管ですとか、ハイセラミック管、レジンのコンクリート管、硬質塩化ビニール管、リブ付きの硬質塩化ビニール管の、5種類の管、こういったものの管の特性ですとか施工性、維持管理性、実績、副次的要素、経済性等の項目ごとに評価をしまして、管種選定の総合評価を行ってその結果、陶製管であるハイセラミック管を採用した、という経緯がございます。以上です。

問（２） どうもありがとうございます。あと、対象となる管路が約59キロメートルという説明がありましたけれども、これは、今まで下水道を整備してきた全ての管が対象になるということですか。それと調査の結果、改築工事が必要となった場合の費用は、どのくらい必要となるのでしょうか。試算されているんだしたら、教えてください。

答（上下水道） 59キロという延長でございますけれども、高浜市の公共下水道整備は、平成3年度から始まっております。今回、補正で委託業務をお願いしているわけなんですけれども、その対象となるハイセラミック管が、整備を

始めたのが平成14年度からでございます、59キロメートルは平成14年度から平成26年度の13年度間に整備を行った延長でございます。費用の試算につきましては、今までに整備にかかってきた費用と同等か、それ以上の費用が必要となると考えられます。平成14年度から平成26年度までの工事請負費が、約37億2,050万円。そのほか、水道やガスの管を支障移転、支障移設補償をやっておりますので、そういった補償、補填及び賠償金が約9億8,581万円で、合わせて約47億631万円かかっておりますが、この期間では国庫補助金、県補助金が入ってきております。しかしながら、委託でその結果を見てからということになりますけれども、今回そういった改築工事をやろうということになりますと、国庫補助事業で整備したものにつきましては、20年の処分制限期間が設けられていることから、改築工事を行う場合は、補助事業として行うことはできない、という状況でございます。以上です。

問(2) 御丁寧な説明、どうもありがとうございました。

委員長 ほかに。

質 疑 なし

委員長 ほかに。ほかに質疑もないようですので、議案第62号の質疑を打ち切ります。

(7)議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第63号の質疑を打ち切ります。

(8)議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第65号の質疑を打ち切ります。

問(15) さっきの質問が、質問漏れしたんで、いいですかね。質問させてもらって。無理ですか。

委員長 というと。

問(15) 53号で。認めてないですか。

委員長 53号。質疑漏れということ。

問(15) いいですか。認めてもらえますか。

不規則発言あり。

委員長 いいですか。はい、いいです。

問(15) すいません。先ほどの個人番号カードの件ですけども、これもやっぱり期限、ありますか。もしあれば、年数。それからもし個人番号の期限が切れた場合の再交付は、これは手数料が要るかいらないか、その一点だけです。すみません。

答(市民窓口) はい、やはり個人番号カードにも有効期限がありまして、大人20歳以上の場合は、10年の有効期限があります。で、15歳未満の方が5年で、15歳以上が10年という形です。申し訳ございません。10年と5年という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。あと、それと再交付。有効期限が切れた後の再交付ですけれども今、国といろいろ調整をさせていただいてる状態で、そのとき有効期限が一番早くて5年後になるわけなんですけれども、その当時までには、国も何らかの見解を示してくれる、とい

うことでお聞きしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
委員長 いいですか。ほかに、質疑漏れはないですか。では、以上で付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

(1) 議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第54号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

挙手全員により原案可決

(4) 議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1回)

挙手全員により原案可決

(5) 議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算(第1
回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算
(第1回)

挙手全員により原案可決

(7) 議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算(第
1回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第
1回)

挙手全員により原案可決

答(市民窓口) 申し訳ありません。先ほど小嶋委員の質問の中で、15歳未満と答えてしまったんですけれども、10年の有効は20歳以上です。20歳未満の方が5年という形で。申し訳ありません。訂正をお願いしたいと思います。

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」との発言あり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時41分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長